

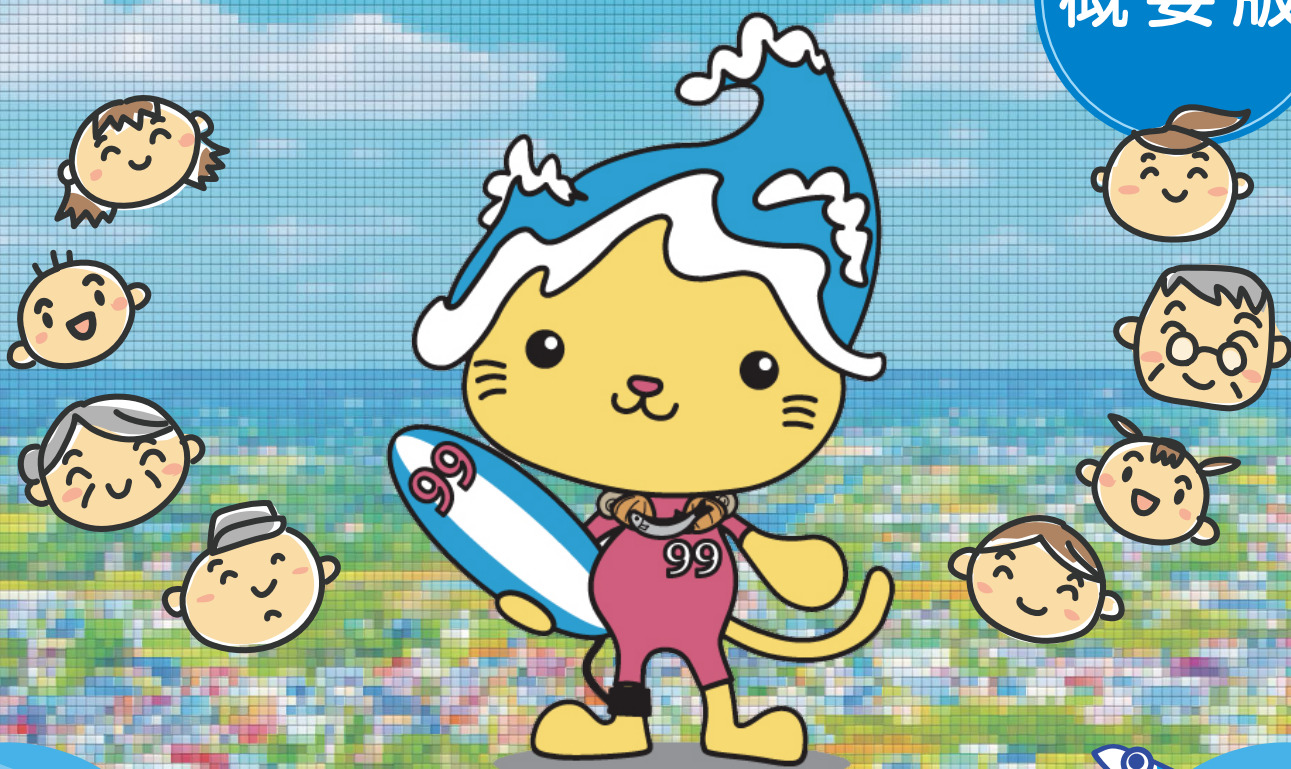


九十九里町 第2期地域福祉計画

九十九里町 第2期地域福祉活動計画

— 令和8～12年度 —

概要版



九十九里町公認キャラクター くくりん

令和8年3月
九十九里町
九十九里町社会福祉協議会

1 計画策定の目的

本計画は、時代背景と地域の実情を踏まえ、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための「地域福祉の総合的な指針」として、令和3年3月に策定した第1期計画を見直し、策定するものです。

地域の多様な主体が参画し、相談支援体制の強化、生活困難を抱える人への包括的な支援体制、災害と福祉の連携、孤立防止や交流促進の取組みなどを進めることで、本町にふさわしい地域共生社会の実現を目指します。

「地域共生社会」の概要

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◆居場所づくり
- ◆社会とのつながり
- ◆多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◆生きがいづくり
- ◆安心感ある暮らし
- ◆健康づくり、介護予防
- ◆ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◆社会経済の担い手輩出
- ◆地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における 人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◆就労や社会参加の場や機会の提供
- ◆多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

2 地域福祉とは

「地域福祉」は、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが幸せで安心な暮らしを送ることができる地域をつくっていくための取組みのことをいいます。

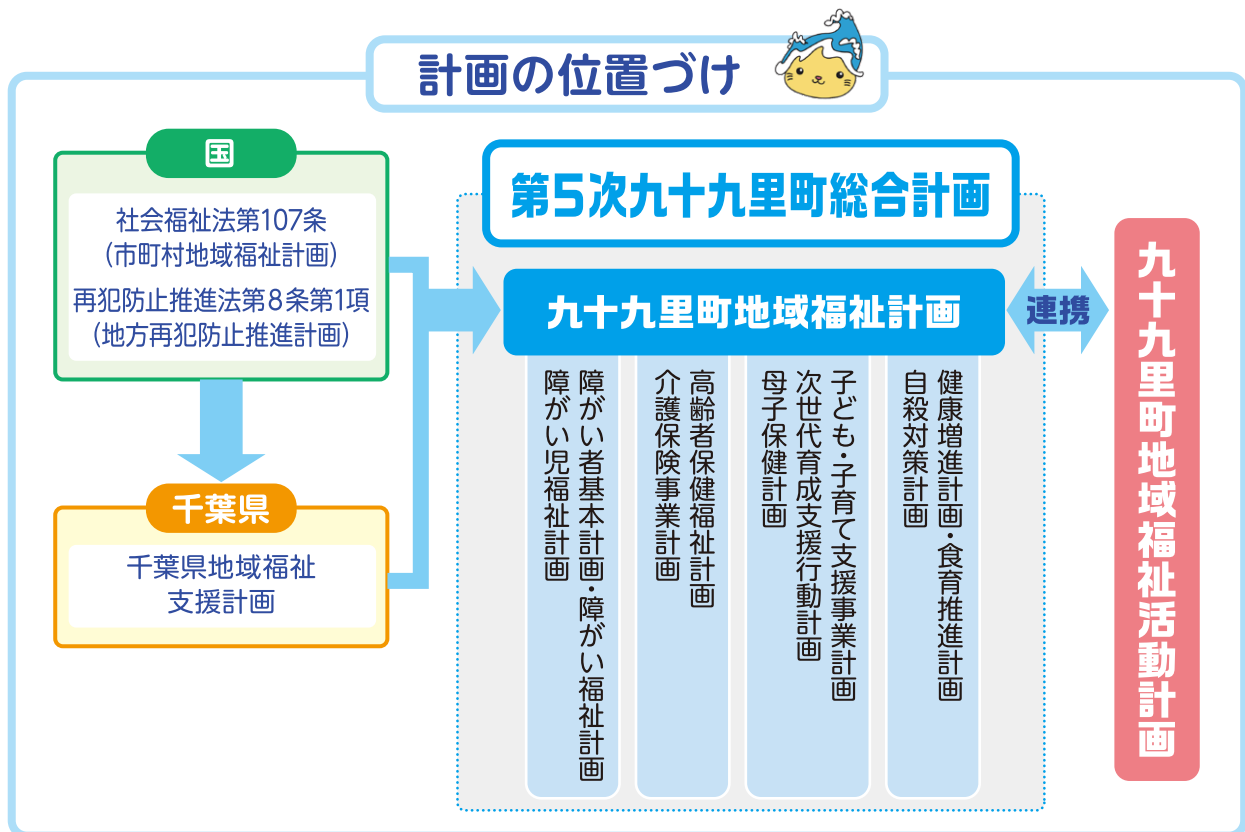
地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力(自助)があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動(互助・共助)、町が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組み(公助)がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させて補完し合うことにより、はじめて実現することができます。

3 計画の位置づけ

「九十九里町地域福祉計画」は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定するとともに、再犯防止推進法(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画を包含して策定するものです。

一方、「九十九里町地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている九十九里町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定する計画です。地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、町の地域福祉計画の基本理念やビジョンを踏まえつつ、社協が住民や関係機関と連携し、具体的な取組みを示します。

本計画では、「九十九里町地域福祉計画」と「九十九里町地域福祉活動計画」を町と社協が一体となって策定し、実効性のある計画の推進に努めます。



4 計画期間

令和8年度から令和12年度の5年計画とします。

5 計画の対象

地域福祉計画は、住民・町をはじめ関係団体・関係機関・事業者との指針であることから、特定の対象者ということではなく、すべての住民が支え手であり、支援を必要とするすべての住民を対象とします。

6 基本理念と基本姿勢

本計画が目指す姿として、第1期計画の基本理念を「支え合って共に育む 心つながるまち 九十九里」を踏襲し、その実現に向けて地域福祉に係る施策を計画的かつ継続的に推進します。

地域福祉の推進にあたっては、住民の「自助」努力と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる「公助」により、様々な動きが重なって福祉課題の解決に取り組んでいきます。

計画の基本理念



支え合って共に育む 心つながるまち 九十九里

地域福祉推進の基本姿勢

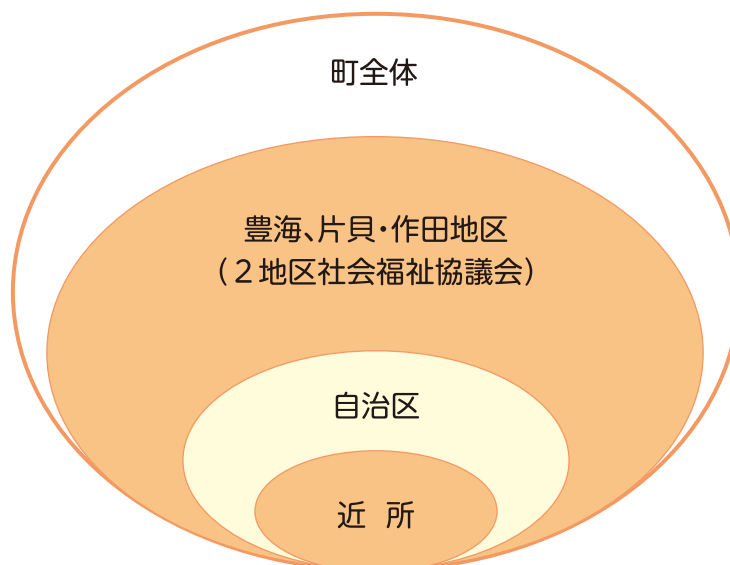


**自助・互助・共助・公助の協働による福祉課題の解決と
安心して暮らせるための支援の推進**

地域住民にしか見えない課題や発見しにくい課題の解決に取り組むには、個々のニーズに即した、きめ細かい配慮が必要となります。

地域福祉活動は、そのような課題が見える小さな圏域を単位として行われることが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有化され、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につながっていきます。

本計画では、地域福祉を進める上での地域を次のように捉えて、地域特性を活かした活動を展開していきます。



7 基本目標と施策体系

基本
理念

基本目標

基本施策

支え合って共に育む
心つながるまち
九十九里

1

地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進

- (1) 福祉教育・啓発活動の推進
- (2) こども・高齢者・障がい者・外国人住民等、多様な住民が気軽に参加できる居場所・交流・学びの場の創出
- (3) 地域コミュニティ活動の担い手育成と活動支援
- (4) 情報発信の強化と分かりやすい広報

2

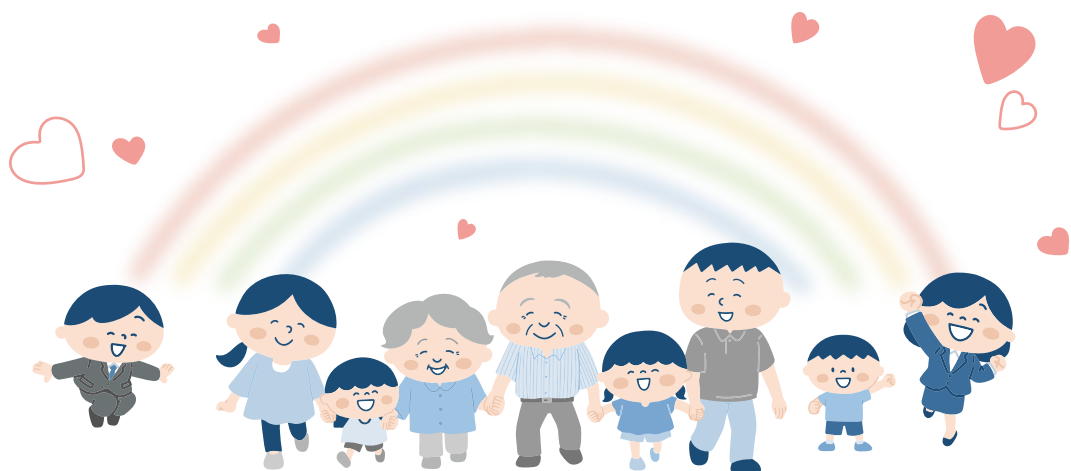
地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築

- (1) 分野横断的な相談体制の構築
- (2) 相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的推進
- (3) ヤングケアラー、8050 問題、ひきこもりの早期把握・早期支援
- (4) 生活困窮者への支援
- (5) 再犯防止のための支援
- (6) 権利擁護の推進

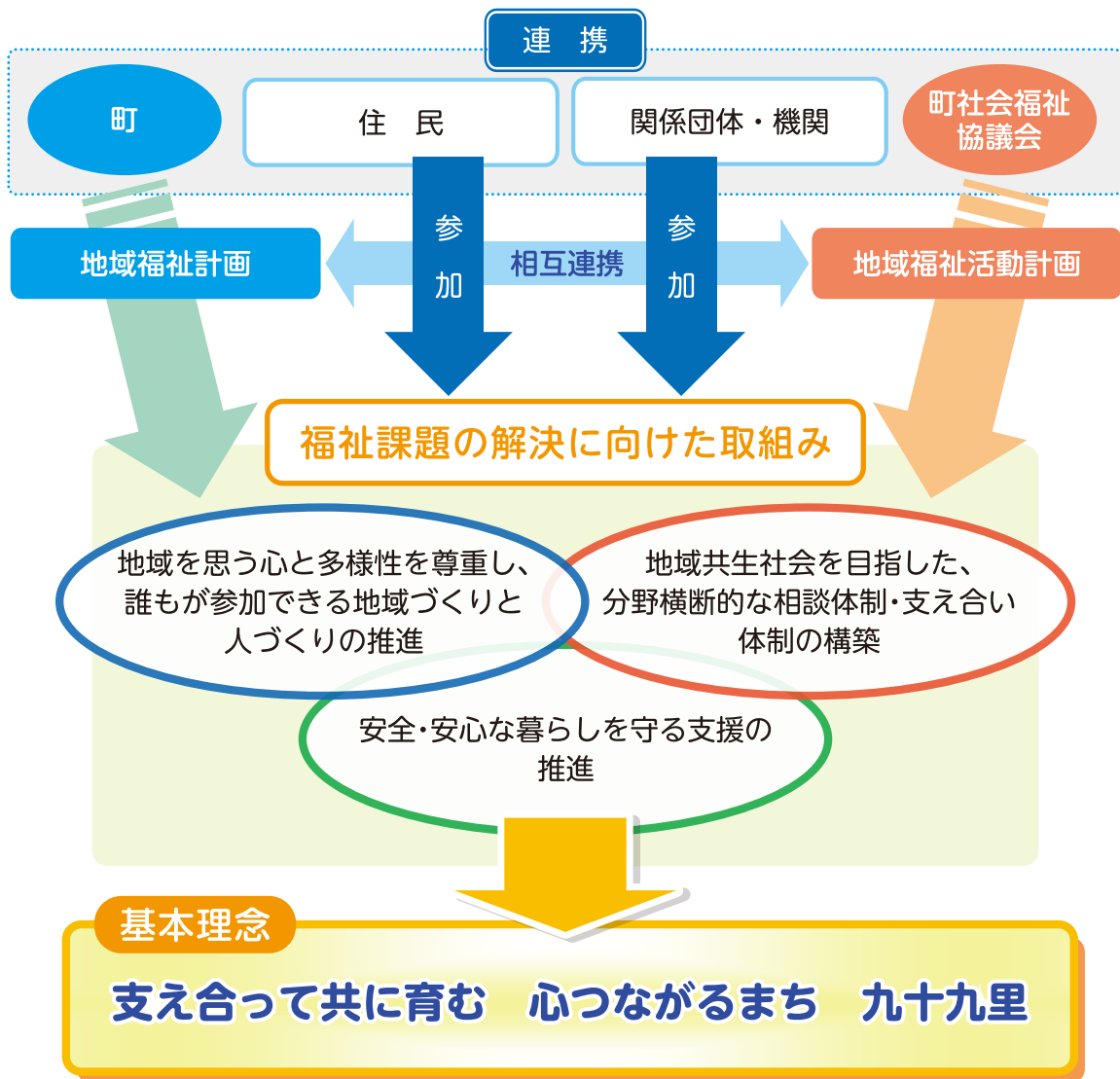
3

安全・安心な暮らしを守る支援の推進

- (1) 孤独・孤立の早期発見と見守りネットワークの強化
- (2) 移動・交通手段の確保
- (3) 福祉防災、防犯活動の推進
- (4) 住まいの支援



地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携した推進



8 福祉の重点課題への取組み（重点施策）

地域福祉に関するアンケートや地域福祉座談会で出された意見を踏まえ、地域福祉活動計画では本計画期間において福祉の重点課題の解決に向けて、以下の重点施策に取り組みます。

横断する福祉課題	活動計画・計画期間の取組み
<p>重点施策1</p> <p>福祉サービス等の周知・相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後5年間は、座談会や住民へのアンケートで多くあがった「サービス内容を知らない」「相談先が分からない」という声を踏まえ、周知・相談体制を強化します。 ● 住民が高齢・障がい・子育て・生活困窮などの相談先を一目で理解できる『福祉サービス一覧表』を紙で配布し、高齢者が情報にアクセスしやすい環境を整えます。 ● 地区の防災無線・区長会・回覧を活用した周知も拡大します。 ● サロンや行事での出張相談も取り入れ、相談しづらい住民へのアプローチを強化します。 ● SNS・社協だよりによる事例紹介や分かりやすい情報発信により、サービス理解を促し、利用につながる多層的な相談支援体制を構築します。
<p>重点施策2</p> <p>ひとり暮らしや身寄りのない高齢者の生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後5年間は、座談会で多く指摘された「誰がひとり暮らしが分からない」「見守りの手が届かない」という課題に対応し、地域の見守り体制を強化します。 ● 民生委員・区長・社協推進委員・配食ボランティア・民間事業者など、地域で住民と接点のある人をつなぐ見守りネットワークを確立します。 ● CSWによる定期訪問・同行支援の体制を強化し、孤立・認知症・金銭管理の困難などを早期に把握できる仕組みを整えます。 ● 買い物・通院が困難な高齢者のために外出支援サービスや100縁サービス支援を拡充し、災害時の声かけ避難支援体制も強化します。 ● 孤立死の防止を目的に、相談先や「見守りの目」が地域全体に広がる体制づくりを重点施策として取り組みます。 ● 日常生活自立支援事業は、金銭管理や日常的な事務手続きに不安を抱える身寄りのない高齢者を支える重要な制度です。国の事業見直し検討の動向を踏まえつつ、その利用促進と生活支援員の人材確保・育成を重点的に進めます。 ● 成年後見制度につなぐ際の相談支援の充実や、支援中の高齢者の権利擁護の視点を徹底し、安心して在宅生活を継続できる体制を整えます。
<p>重点施策3</p> <p>居場所・集まる場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 座談会では「サロンが女性中心」「運営がマンネリ化」「リーダーの高齢化」「送迎不足」「歩いて行ける場がほしい」などの課題が多数寄せられており、今後5年間は、これらの課題に対応して多様な居場所づくりの再構築を進めます。 ● サロン運営者への研修や若手ボランティアの育成に取り組み、運営負担の軽減に努めるほか、送迎が必要な住民には外出支援との連動を図り、サロン参加のハードルを下げ、孤立防止と交流を促進する居場所づくりを推進します。 ● こども食堂実施団体を支援し、多世代交流行事を充実させることで、世代を超えたつながりを生み出します。

重点施策4

移動支援

- 住民へのアンケートでは「移動手段が足りない」という不安が最も高く、座談会でも「タクシー不足」「町外に行けない」「外出支援の回数が少ない」など課題が多く出されていることから、今後5年間は、移動支援を町全体の重点課題として位置づけ、外出手段の確保・拡充を推進します。
- 福祉車両貸出・外出支援サービスの対象を拡大し、町外(東金・大網等)への通院も柔軟に対応できる仕組みを検討します。
- 外出支援サービス事業の内容について住民ニーズに基づく見直しを検討し、医療機関へのアクセス向上を図ります。
- ドライバーボランティアの確保に向け、退職者への働きかけなどを行います。
- 外出支援サービス一覧表を紙媒体で提供し、情報不足の解消を図り、移動の確保を通じて、地域参加・通院・買い物の機会を保障する体制を整えます。

重点施策5

防災対策と 災害時の助け 合い

- 住民へのアンケートでは「災害時の不安」が主要課題としてあがり、座談会でも「冠水」「避難時の声かけ」「防犯対策」など具体的な意見が出されており、今後5年間は、災害弱者を支える福祉防災の体制整備を重点施策として進めます。
- 災害ボランティアセンターの設置運営訓練を毎年実施し、初動対応力を高めます。
- 防災についての理解を深め、平時から防災意識を持ち、発災時の行動について住民一人ひとりが考える機会として、講座等を行います。
- 災害ボランティアセンター閉所後の地域ささえ合いセンター運営のため、職員、関係団体、各ボランティアが基礎知識を身につけ、平時から発災、復興までの体制整備を行います。

重点施策6

複合的な生活 課題を抱える家 庭への支援

- 座談会の意見では「困っている人の実態が分からない」「情報共有ができていない」「ヤングケアラー・障がい家庭・8050問題がある」との声があがり、今後5年間は、家庭の複合課題に対応できる重層的な伴走支援体制を整備します。
- CSWによる支援を強化するとともに、学校・行政機関、自立相談支援機関窓口、民生委員・自治区との連携会議を定期開催し、情報共有体制の構築に努めます。
- ヤングケアラーの早期把握に向け、学校との連携を深め、支援ルートを明確化します。
- 障がい者のいる家庭への支援として、移動支援・生活支援・相談支援を組み合わせ、家庭の負担を軽減します。
- 家庭が地域とつながるよう、居場所や交流の場への橋渡し支援も推進し、複合課題を家庭単独で抱え込まず、地域全体で支える体制を重点的に整備します。

九十九里町第2期地域福祉計画・九十九里町第2期地域福祉活動計画

— 令和8～12年度 —

【概要版】

発行:令和8年3月 九十九里町 九十九里町社会福祉協議会
〒283-0195 千葉県山武郡九十九里町片貝4099 電話 0475-70-3162